

「極度額」について

2020 年 4 月 1 日より、民法一部改正（債権法）施行により「極度額」を設定することで保証人の債務負担の軽減がルールとして明文化されました。

「極度額」とは、連帯保証人が支払いの責任を負う上限金額のことです。万が一未収金が発生した場合、上限金額までは連帯保証人には支払う義務が発生します。

従来は上限金額が設けられておらず、連帯保証人の負担金額は未収金額全額という漠然としたものであり、具体的にいくらなのか不明確なものでした。

設定金額につきましては、保険証の限度額認定証の区分や公費受給者証の有無によって異なりますので、入院されてから退院されるまで（1 入院）のおおよその金額を決めさせていただいたものです。別紙『極度額料金表』を参照ください。

また、入院当日に行う入院手続きの際詳しく説明させていただく予定ですが、不明な点等ございましたら当院までお問い合わせください。

1 階入退院窓口 対応時間 9：00～17：00

TEL 048-999-6682(代表)

イムス埼玉越谷病院 医事課